

法政大学通信教育部学則

規定第12号

一部改正	昭和29年 4月 1日	昭和33年 4月 1日
	昭和40年 4月 1日	昭和49年 4月 1日
	昭和53年 4月 1日	昭和56年 4月 1日
	昭和57年 4月 1日	昭和58年 4月 1日
	昭和59年 4月 1日	昭和60年 4月 1日
	昭和61年 4月 1日	昭和62年 4月 1日
	平成 2年 4月 1日	平成 3年 4月 1日
	平成 4年 4月 1日	平成 5年 4月 1日
	1994年 4月 1日	1995年 2月 8日
	1996年 4月 1日	1997年 4月 1日
	1998年 4月 1日	1999年 4月 1日
	2000年 4月 1日	2001年 4月 1日
	2002年 4月 1日	2003年 4月 1日
	2004年 4月 1日	2005年 4月 1日
	2006年 4月 1日	2007年 4月 1日
	2008年 4月 1日	2009年 4月 1日
	2010年 4月 1日	2011年 4月 1日
	2012年 4月 1日	2013年 4月 1日
	2014年 4月 1日	2015年 4月 1日
	2016年 4月 1日	2017年 4月 1日
	2018年 4月 1日	2019年 4月 1日
	2020年 4月 1日	

第1章 目的及び編成

(目的)

- 第1条 本大学は、民主主義の精神に基づき、栄誉ある学芸の殿堂として、ひろく世界の文化を摂取し、知識の深奥を究め、もって真理と平和とを愛し、公共の福祉に献身する教養ある社会人を育成することを目的とする。
- 2 本大学は、第2条の学部学科（通信教育課程）ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表（7）に定める。

(学部・学科等)

- 第2条 本大学法学部、文学部及び経済学部（以下「各学部」という。）の通信教育課程は、通信教育部と称し次の学科を置く。

法学部	法律学科
文学部	日本文学科、史学科、地理学科
経済学部	経済学科、商業学科

(入学定員)

- 第3条 各学部の通信教育課程の入学定員は、毎学年3千名とする。

第2章 教育組織

(教員)

- 第4条 各学部の通信教育課程の授業は、各学部の教授、准教授又は講師が担当する。

(通信教育講師・指導講師)

- 第5条 各学部の通信教育課程の授業担当を補うため、各学部に通信教育講師及び通信教育指導講師を

置くことができる。

(教授会)

第6条 各学部の教授会は、各学部の通信教育課程に関する学事事項を審議する。

2 学籍の取扱については別に定める。

(通信教育部長)

第6条の2 通信教育部に通信教育部長を置く。

2 通信教育部長は、通信教育学務委員会の運営を統括する。

3 通信教育部長は、通信教育学務委員会の議を経て、総長が任命する。

4 通信教育部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(通信教育課程主任)

第6条の3 各学部の通信教育課程の責任者として、各学部の通信教育課程に関する学事事項を審議するに必要な任務を行うために、通信教育課程主任を置く。

2 通信教育課程主任は、各学部の教授会の議を経て、総長が任命する。

(通信教育学務委員)

第7条 各学部の教授会において、各学部の通信教育課程に関する学事事項を審議するに必要な任務を行うため、各学部に通信教育学務委員を置く。

(通信教育関係学部長会議)

第8条 各学部の通信教育課程に共通する重要な学事事項は、通信教育関係学部長会議において審議する。

(通信教育学務委員会)

第9条 各学部の通信教育課程に共通する学事事項を審議するため、通信教育学務委員会を置く。

2 通信教育学務委員会に関する事項は、別に定める。

第3章 入学、転・編入学、転籍、転部、転科、休学、退学、除籍、復籍、再入学及び再度の入学

(入学)

第10条 入学又は転・編入学を志願する者に対しては、選考を経て、総長がこれを許可する。

2 入学を許可された者を本科生と称する。

3 本大学の通信教育課程に入学できる者は、次の資格を有する者とする。

(1) 高等学校卒業者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む）

(7) その他本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(8) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

4 各学部の通信教育課程に転・編入学できる者は、大学に1年以上在学した者又は本大学がこれと同等以上の学力があると認める次の資格を有する者とする。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 本大学の通常課程又は他の大学において相当年次の課程を修了した者

(3) 短期大学及び高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において相当年次の課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

(6) 高等学校等専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たす課程を修了した者

第11条 (削除)

第12条 (削除)

(転籍)

第13条 通常課程から通信教育課程へ、又は通信教育課程から通常課程へ転籍を志願する者に対しては、選考を経て、総長が許可することができる。

(転部)

第14条 通信教育課程において、一の学部から他の学部へ転部を志願する者に対しては、選考を経て、総長が許可することができる。

(転科)

第15条 各学部の通信教育課程において、一の学科から他の学科へ転科を志願する者に対しては、選考を経て、総長が許可することができる。

(選考)

第16条 入学、転・編入学、転籍、転部、転科、復籍、再入学又は再度の入学を志願する者に対する選考は、通信教育課程から通常課程への転籍の志願の場合を除き、書面により行う。ただし、必要に応じ、面接により行うことがある。

(休学)

第17条 病気その他止むを得ない理由により休学しようとする者は、教授会の議を経て、総長の許可を受けなければならない。

2 休学は、1学年をもって期間とする。休学者は、学年の始めでなければ復学することができない。

3 引続き休学を要する者は、改めて願い出たうえ、次年度に限り休学することができる。ただし、休学回数は通算して5回を超えることはできない。

(退学)

第18条 病気その他止むを得ない理由により退学しようとする者は、教授会の議を経て、総長の許可を受けなければならない。

2 退学の日付は、教育費を含む諸費既納者については教授会の議を経て、総長に退学が認められた日とし、未納者については定められた期間に申し出た場合に限り納入済の期間の最終日とする。ただし、死亡による退学は、死亡日をもって退学日とする。

(除籍)

第18条の2 次の各号の一に該当するものは、教授会の議を経て、総長が除籍する。

(1) 教育費等を所定の期日までに納入しない者

(2) 第17条第3項の休学期間を超えた者

(3) 第23条の在学年限を超えた者

2 教育費等を所定の期日までに納入しない者の除籍の日付については、4月始めの日又は10月始めの日とする。

3 在学年限を超えた者の除籍の日付については、満期となった期の最終日とする。

(復籍及び再入学)

第19条 第18条の2第1項第1号により除籍された者及び許可を受けて退学した者が復籍又は再入学を志願するときには、選考のうえ、教授会の議を経て、総長がこれを許可することができる。

2 復籍及び再入学の時期は4月始め又は10月始めとする。

(再度の入学)

第19条の2 第18条の2第1項第3号により除籍又は在学年限を超えることを理由に退学した者が再度の入学を志願するときには、選考のうえ、教授会の議を経て、総長がこれを許可することができる。ただし、再度の入学は1回限りとする。

2 再度の入学をした者には、第14条、第15条及び前条は適用しない。

3 再度の入学の時期は4月始め又は10月始めとする。

(休学及び退学命令)

第20条 学校医が健康上の理由により修学が不適当と認めた者に対しては、教授会の議を経て、総長が休学又は退学を命ずることができる。

(修業不良者)

第21条 修業の見込がないと認められる者に対しては、在籍する学部の教授会の議を経て、総長が退学を命ずることができる。

(二重学籍の禁止)

第22条 学生は、他の大学又は学校の正規の課程に在籍してはならない。

第4章 教育課程

(修業年限及び在学年限)

第23条 修業年限は、4年とする。ただし、学生は休学期間を除き、本大学に12カ年を超えて在学することはできない。

2 次の各号の期間は、前項に定める在学年限から控除する。

(1) 転・編入学した者については、第31条第1項により修業年数として認定された期間

(2) 通常課程から通信教育課程へ転籍した者については、通常課程に在学した期間

3 前2項の定めにかかわらず、第19条の2による再度の入学をした者は、休学期間を除き、再度の入学後12カ年を超えて在学することはできない。

(学年)

第24条 1学年は、4月から翌年3月まで、又は10月から翌年9月までとする。

(授業方法)

第25条 授業は、大学通信教育設置基準の定めるところにより、主として印刷教材等による授業（以下、通信授業と称する）及び面接授業により行う。

2 前項の面接授業は、多様なメディアを利用した授業をもって行うことができる。このメディアを利用した授業の運用は別に定める。

(教育課程)

第26条 授業科目は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に分け、これを4カ年に配当して授業を実施する。

(授業科目)

第27条 一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目並びにその単位は別表（1）のとおり定める。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、その計算方法は大学通信教育設置基準の定めるところによる。

(教職科目)

第28条 別表（1）の授業科目のうち所定のものは、教育職員免許法の規定による教科に関する専門科目として使用することができる。

(教職課程及び資格課程)

第28条の2 中学校・高等学校教育職員、司書、司書教諭及び社会教育主事を志望する者は、学部学科の専門教育科目の他にそれぞれ定められた授業科目の単位を修得しなければならない。

2 中学校・高等学校教育職員の資格を得るために必要な授業科目は、別表（2）のとおりとする。

3 司書の資格を得るために必要な授業科目は、別表（4）のとおりとする。

4 司書教諭の資格を得るために必要な授業科目は、別表（5）のとおりとする。

5 社会教育主事を志望するために必要な授業科目は、別表（6）のとおりとする。

(卒業所要単位)

第29条 各学部の卒業所要単位数は124単位とし、そのうち30単位以上は面接授業により修得するものとする。

2 科目ごとの修得単位は次の各号のとおりとする。

- (1) 一般教育科目 人文分野、社会分野、自然分野はそれぞれ8単位以上、合計36単位以上
- (2) 外国語科目 一の外国語4単位
- (3) 保健体育科目 2単位
- (4) 専門教育科目 82単位以上

3 法学部において卒業論文の単位を修得しない場合の前2項の規定の適用については、第1項中「124単位」とあるのは、「128単位」とし、前項第4号中「82単位以上」とあるのは、「86単位以上」とする。

(年間履修単位の上限)

第30条 学生が1年間に履修できる単位数の上限は、原則として49単位とする。

2 前項の定めにかかわらず、第28条の2第1項に定める科目は49単位を超えて履修できる。

3 前項の場合において、1年間に履修できる単位数の上限は、原則として60単位とする。

(進級に関する規程)

第30条の2 学生が各年次所定の授業科目を履修しない場合、または所定の単位を修得しない場合は、別に定める規程により進級することができない。

(修業年数の認定)

第31条 転・編入学を許可された者の以前に在学していた大学又は短期大学等における修業年数は、各学部の修業年数として認定することができる。

2 転籍を許可された者の以前に在籍していた課程における在学年数は、転籍を許可された学部の修業年数として認定することができる。

(既修得単位の認定)

第32条 転・編入学を許可された者の以前に在学していた大学又は短期大学等における授業科目の修得単位又は履修成績は、本大学各学部の授業科目の修得単位として認定することができる。

2 転籍又は転部を許可された者の以前に在籍していた課程又は学部における授業科目の修得単位は、転籍又は転部を許可された課程又は学部の授業科目の修得単位として認定することができる。

(科目別履修)

第33条 在籍する学部・学科に設置されていない授業科目の履修を申請する者に対しては、これを認めることができる。

2 本大学の通常課程に在籍する者が、通信教育課程の授業科目の履修を申請するときは、これを認めることができる。

3 前2項の履修を、科目別履修とし、この場合の授業科目及び単位数は別に定める。

(他大学における履修の認定)

第33条の2 本大学に入学した後に本大学の定めるところにより他の大学において履修した単位は、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、10単位を限度に卒業所要単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条の3 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修については、教育上有益と認められる場合、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修と見なし卒業所要単位として単位を与えることができる。与えることができる単位は、前条により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第5章 学習指導

(学習指導の方法)

第34条 学習指導は、教材の配付又は指定、質疑応答、設題解答並びにこれに対する添削指導及び面接授業その他適切な方法により行う。

第35条 (削除)

(教材)

第36条 教材は、各学年次への授業科目の配当にしたがい、毎学年配付又は指定する。

2 転・編入学、転籍、転部又は転科を許可された者に対しては、各学年次への授業科目の配当にかかるわらざ所定の専門教育科目的教材を補充配付又は指定することができる。

3 科目別履修を認められた者に対しては、当該授業科目的教材を配付又は指定する。

第37条 削除

(リポート)

第38条 履修する授業科目については、所定の設題に対する解答を提出し、添削指導を受けなければならない。

(面接授業)

第39条 面接授業は、夏期及び冬期、その他の種類にわたり行う。

2 面接授業は、前項の規定により行われるものうちから、選択して受講することができる。

第6章 履修成績審査

(受験資格)

第40条 授業科目的履修成績の審査は、面接授業に関するものを除き、所定の設題に対する解答を提出した者でなければ、受けことができない。

(試験)

第41条 授業科目的履修成績の審査は筆記試験により行う。ただし、特別課題に対する論文の提出をもって筆記試験にかえることがある。

(試験場)

第42条 試験は、面接授業に関するものを除き、全国にわたり相当数の試験場を設けて行う。

2 受験者は、受験日及び試験場を選択することができる。ただし、面接授業に関するものについては別に定める。

(成績評価)

第43条 授業科目的履修成績は、S, A+, A, A-, B+, B, B-, C+, C, C-, Dに分け、S, A+, A, A-, B+, B, B-, C+, C, C-は合格とし、Dは不合格とする。また、修得単位認定をRRとする。

2 不合格の授業科目については、再審査を受けることができる。

3 第1項の成績は通知する。

(単位の授与)

第44条 授業科目的履修成績の審査に合格した者には、当該授業科目的単位を与える。

2 休学又は停学の期間中は、リポート提出並びに単位修得試験の受験及び面接授業の受講はできない。

3 単位修得試験の受験並びに面接授業の受講で単位を修得した者が、後期に退学若しくは除籍になった場合は当該受験科目的単位及び成績は認定する。

第7章 卒業・学位

(学位の授与)

第45条 総長は、4カ年以上在学し、卒業所要単位を修得した者には、学士の学位を与え学位記を授与する。

2 前項の卒業の要件を充たした者の学位記授与は3月又は9月に行う。但し、本人の申請により9月又は3月に行うことができる。

3 第1項の学位は、卒業学部により次のとおりとする。

法学部卒業	学士（法学）
文学部卒業	学士（文学）

経済学部卒業

学士（経済学）

第8章 科目等履修生

（科目等履修生）

第46条 本大学の学生でない者が、各学部の通信教育課程の授業科目の履修を希望するときは、選考のうえ、教授会の議を経て、総長が入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者を科目等履修生とする。

（履修期間）

第47条 科目等履修生の履修期間は、1年とする。ただし、更新することができる。

（年間履修単位の上限）

第47条の2 科目等履修生が1年間に履修できる単位数の上限は、原則として49単位とする。

（成績評価）

第48条 科目等履修生は、履修した授業科目につき試験を受けることができる。試験に合格したときは、授業科目（単位）として認定し、本人の請求によって、証明書を与える。

（教職生）

第49条 教育職員免許状取得のため、一般教育科目、教職並びに教科に関する専門科目及び学部の専門教育科目の履修を願い出て、その授業科目を履修し、所定の試験に合格した場合には、授業科目の所定の単位を与える。教育職員免許状取得を目的とする科目等履修生を教職生とする。

第50条 （削除）

（選科生）

第51条 大学入学資格を有する者で、第49条以外の目的で授業科目を履修する科目等履修生を選科生とする。

（履修期間の取扱い）

第52条 科目等履修生の履修期間は、修業年数として認定しない。

第9章 賞罰

（表彰）

第53条 人物及び学術が優れた者であって、特に模範的な学生と認められる者は、在籍する学部の教授会の議を経て表彰する。

（懲戒）

第54条 学則又は命令に背きその他学生の本分に悖ると認めた者は、教授会の議を経て総長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学、又は退学の3種とする。

3 前二項の懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

（再審査）

第54条の2 削除

（科目等履修生の賞罰）

第55条 科目等履修生の賞罰については、前3条を準用する。

第10章 学生納付金

（（入学）選考料）

第56条 入学、転・編入学、復籍、再入学、再度の入学、通常課程から通信教育課程へ転籍、又は転部、転科を志願する者は、別表（3）の（入学）選考料を納めなければならない。

（入学金）

第57条 入学を許可された者は、別表（3）の入学金を納めなければならない。

（転・編入学金）

第58条 転・編入学を許可された者は、別表（3）の入学金及び転・編入料を納めなければならない。

（再入学金）

第59条 再入学を許可された者は、別表（3）の再入学金を納めなければならない。

（復籍料）

第59条の2 復籍を許可された者は、別表（3）の復籍料を納めなければならない。

（再度の入学金）

第59条の3 再度の入学を許可された者は、別表（3）の再度の入学金を納めなければならない。ただし、在学年限満期後に継続して在籍する場合はこれを免除する。

（転籍・転部・転科申請料）

第60条 通常課程から通信教育課程へ転籍、又は転部、転科が許可された者は、別表（3）の転籍・転部・転科料を納めなければならない。

（教育費）

第61条 学生は、各学年のはじめに別表（3）の教育費を納めなければならない。ただし、事情により教育費は、総長が分納を認めることができる。

2 学則第30条の2により進級することができなかつた者及び修業年限を超えて在籍する者については、前項を準用する。

3 休学をする者は、別表（3）の休学在籍料を納めなければならない。

4 第45条第2項の規定により9月又は3月に学位を授与された場合は、10月又は4月の教育費は徴収しない。

（面接授業受講料）

第62条 面接授業を受ける者は、別表（3）の面接授業受講料を納めなければならない。

（学費減免）

第63条 学業成績が優秀であつて家計が困難な者又は特別の事情がある者に対しては、教育費及び面接授業受講料の全部又は一部を免除することができる。

第64条 （削除）

（卒業論文審査料）

第65条 卒業論文を提出する者は、別表（3）の卒業論文審査料を納めなければならない。

（科目別登録料）

第66条 科目登録を行う者は、別表（3）の科目登録料を納めなければならない。

（科目等履修生の納付金）

第67条 科目等履修生を志願する者は、別表（3）の入学選考料を納めなければならない。

2 科目等履修生となることを許可された者は、別表（3）の登録料及び科目登録料を納めなければならない。

第68条 （削除）

（復籍料）

第69条 除籍された者で復籍を許可されたときは、別表（3）の復籍料を納めなければならない。

（学費払戻）

第70条 一度納入された学生納付金は、払戻しない。

（学費改定）

第71条 経済状態の変化にしたがい学生納付金の改定を行つたときは、以前から学生であった者に対

しても、改定のとき以後納める学生納付金につき、これを適用することができる。

第11章 学生証及び身分証明書

(学生証)

第72条 学生には、学生証を交付する。

(身分証明書)

第73条 科目等履修生には、身分証明書を交付する。

(学生証・身分証明書の提示)

第74条 試験若しくは面接授業に出席するとき、又は教職員の請求を受けたときは、学生証又は身分証明書を提示しなければならない。

第12章 大学評価

(自己点検・評価)

第75条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(認証評価)

第76条 本大学は、前条に規定する措置に加え、本大学の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

第13章 雜則

(大学学則の準用)

第77条 この学則に規定のない事項については、法政大学学則を準用する。

2 この学則の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この学則は、昭和24年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、昭和29年4月1日改正施行する。
- 3 この学則は、昭和33年4月1日改正施行する。
- 4 この学則は、昭和40年4月1日改正施行する。
- 5 この学則は、昭和49年4月1日改正施行する。
- 6 この学則は、昭和53年4月1日改正施行する。
- 7 この学則は、昭和56年4月1日改正施行する。
- 8 この学則は、昭和57年4月1日改正施行する。
- 9 この学則は、昭和58年4月1日改正施行する。
- 10 この学則は、昭和59年4月1日改正施行する。
- 11 この学則は、昭和60年4月1日改正施行する。
- 12 この学則は、昭和61年4月1日改正施行する。
- 13 この学則は、昭和62年4月1日改正施行する。
- 14 この学則は、平成2年4月1日改正施行する。
- 15 この学則は、平成2年7月25日改正し、平成2年4月1日入学生から適用する。
- 16 この学則は、平成3年4月1日改正施行する。
- 17 本学則第62条別表(3)を平成4年4月1日改正施行する。
- 18 本学則第27条別表(1), 7章及び第45条を平成4年4月1日改正施行する。
- 19 本学則第62条別表(3)を平成5年4月1日改正施行する。
- 20 本学則第27条別表(1)を平成5年4月1日改正施行する。
- 21 本学則第27条別表(1), 第32条, 第46条, 第47条, 第48条, 第49条, 第50条, 第51条, 第52条, 第55条, 第67条本文及び別表(3), 第74条, 付則21を平成6年4月1日改正施行する。

- 22 本学則第60条本文及び別表（3）を1995年2月8日改正施行する。
- 23 本学則第59条、第61条、第67条本文及び第54条から第68条並びに第70条の各別表（3）を平成7年7月19日改正し、平成8年4月1日より施行する。平成8年4月1日より、教育費・再学科・休学科を除き全員に適用し、教育費・再学科・休学科は新1年生から適用とし、学年進行とする。
- 24 本学則第17条、第18条、第43条、第44条、第53条、第54条、第61条、第64条並びに別表（1）を平成9年3月12日改正し、平成9年4月1日より施行する。
- 25 本学則第27条、第28条にかかる別表（1）を1997年11月28日改正し、1998年4月1日より施行する。
- 26 別表（1）一般教育科目、外国語及び保健体育科目を平成11年4月1日より一部改正施行する。
- 27 別表（2）教職に関する専門科目を平成12年4月1日より改正施行する。
- 28 本学則第34条、第36条、第68条及び第27条別表（1）並びに第62条別表（3）を平成13年4月1日より改正施行する。
- 29 本学則第10条、第11条、第12条及び第27条別表（1）商業学科専門教育科目を平成14年4月1日より改正施行する。
- 30 本学則別表（3）（スクーリング受講料に関する事項を除く）は、平成15年4月1日から改正施行し、平成15年度入学生より適用する。また、平成14年度以前の入学生については、平成19年4月1日から適用する。
- 31 前項の定めにかかわらず、編入学生については、入学金を除き、編入した年次に適用されている額を適用する。
- 32 本学則第18条の2第1項第3号及び第23条については、平成15年4月1日から施行し、平成15年度入学生より適用する。
- 33 本学則第4条から第9条まで、第18条の2第1項第1号、第2号、第19条、第20条、第21条、第27条別表（1）（2）、第29条、第53条、第69条から第74条及び別表（3）（スクーリング受講料に関する事項）は、平成15年4月1日から改正施行する。
- 34 本学則は、平成16年4月1日から一部改正施行する。但し、第33条の2については、平成14年4月1日に遡及して適用する。
- 35 本学則は、平成17年4月1日から一部改正施行する。
- 36 本学則は、平成18年4月1日から一部改正施行する。
- 37 本学則は、平成19年4月1日から一部改正施行し、第16条及び第56条は平成19年4月1付の入学者または復籍・再入学者の選考から適用する。
- 38 本学則は、平成20年4月1日から一部改正施行する。
- 39 本学則は、平成21年4月1日から一部改正施行し、第56条は平成21年4月1付の入学者、編入学者、復籍・再入学者および転籍・転部・転科者の選考から適用し、第60条は平成21年4月1付の転籍・転部・転科許可者から適用する。
- 40 本学則は、平成22年4月1日から一部改正施行する。
- 41 本学則は、平成23年4月1日から一部改正施行する。
- 42 本学則は、平成24年4月1日から一部改正施行する。但し、別表（4）は、平成24年度入学者から適用する。
- 43 本学則は、平成25年4月1日から一部改正施行する。
- 44 前項の定めにかかわらず、法学部法律学科、経済学部経済学科及び同商業学科の別表（1）の授業科目「卒業論文」については、平成25年9月30日まではなお従前の例によるものとし、「卒業論文」の単位を修得することを卒業の要件とする。その他、施行日の前日において、別表（1）の授業科目の単位を修得している場合又は履修途中の場合の適用については、各学部の教授会が別に定める。
- 45 付則第32項により、第18条の2第1項第3号及び第23条が適用されない者（下表）は、平成30年度（学年が10月に開始する者は平成31年9月）を超えて引き続き在籍することはできない。ただし、平成30年度（学年が10月に開始する者は平成31年9月）を超えて在籍期間の延長を希望する場合は、選考のうえ、教授会の議を経て、これを許可することができる。

入学、転・編入学、転籍、復籍、再入学年度	第18条の2第1項第3号及び第23条が適用されない者
平成14年度以前	全ての学生

平成15年度	転・編入学、転籍、復籍又は再入学時の学年が2年次以上の者
平成16年度	転・編入学、転籍、復籍又は再入学時の学年が3年次以上の者
平成17年度	転籍、復籍又は再入学時の学年が4年次(進学及び再学)の者
平成18年度	転籍、復籍又は再入学時の学年が4年次(再学に限る)の者

- 46 前項により在籍期間の延長を許可された者については、その在籍期間は平成38年度末（学年が10月に開始する者は平成39年9月）までとし、除籍又は退学となった者は在籍期間満了か否かに関わらず第19条の2による再度の入学はできない。
- 47 本学則は、平成26年4月1日から一部改正施行する。
- 48 文学部地理学科において、平成24年10月1日以前に当該学科に入学、転・編入学、転籍、転部又は転科した者に対する選択必修科目の履修要件の適用については、別表（1）中「16単位以上必修」とあるのは、「16単位以上必修。ただし、16単位には人文及び自然分野の選択必修科目の履修要件（「8単位以上必修」）を超えて修得した単位を含めることができる。」とする。
- 49 本学則は、平成27年4月1日から一部改正施行する。
- 50 前項の定めにかかわらず、平成26年度以前入学生については、本学則第28条における所定科目は、従前の例によるものとする。
- 51 本学則は、平成28年4月1日から一部改正施行する。
- 52 前項の定めにかかわらず、経済学部経済学科の別表（1）の授業科目「経済学史」「社会政策」「工業論」「外国語経済学」「農業論」及び同商業学科の別表（1）の授業科目「経済学史」「社会政策」「工業論」「外国語経営学」については、施行日の前日において、その授業科目の単位を修得している場合又は履修途中の場合については、各学部の教授会が別に定める。
- 53 付則第45項に定める表に該当する者のうち、平成30年度末以前に第18条の2第1項第1号により除籍された者及び許可を受けて退学となった者は、復籍・再入学又は再度の入学に志願することができる。
- 54 本学則は、第47条の2、付則45、46及び53を平成29年4月1日改正施行する。
- 55 本学則は、第10条第4項、第66条、第67条第2項及び別表（1）（3）（7）を平成30年4月1日から改正施行する。第10条第4項及び別表（7）は平成30年4月入学生より適用する。第66条、第67条第2項及び別表（3）は全在籍者に適用する。別表（1）については、平成30年4月1日より改正施行するが、経済学部商業学科における平成29年度以前入学生の別表（1）に定める科目は、なお従前の例によるものとする。
- 56 本学則は、第54条及び第54条の2を平成30年4月1日から一部改正施行する。
- 57 本学則は、第43条及び別表（1）を平成31年4月1日から一部改正施行する。
- 58 本学則は、別表（2）を平成31年4月1日から改正施行し、平成31年4月入学者より適用する。（教育職員免許法及び同施行規則の改正に伴う改正）
- 59 本学則は、第43条及び別表（1）（6）を令和2年4月1日から一部改正施行する。

(追53)

別表（1）～（7）